

5. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。
6. 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第8条 (信用販売)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為に則り、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。
2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いのほか、当社およびカード会社が承諾した場合には、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、その他当社およびカード会社が特に認めた方法とします。
3. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカードでの信用販売ができない場合があることを承諾します。

第9条 (ギフトカードの取扱い)

1. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードの取扱いを求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為に則り、ギフトカード取扱店舗においてギフトカードの使用者に対しギフトカードの取扱いを行うものとします。
2. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの取扱いを行う場合、ギフトカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、取扱いを行うものとします。また、販売額とギフトカード金額に差額が生じた場合には、ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとします。
3. 当社またはギフトカード会社がギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合には、当社およびカード会社はギフトカード加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知するものとします。
4. ギフトカード加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードを受領した後、直ちにギフトカードの取扱店控え(以下「ギフトカード控え」という)部分を切り取り、再度利用ができないようするものとします。
5. ギフトカード控えは、ギフトカード加盟店の責任においてギフトカード取扱いの日から第19条に定める精算が終了するまで保管し、他に譲渡できないものとします。また、ギフトカード加盟店は、当社からの要求があった場合、直ちにギフトカード控えを当社に提出するものとします。

第10条 (信用販売の方法)

1. 加盟店は、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手続き(各手続きの詳細は、カードの種類等に応じて本規約末尾の表<信用販売の方法>に記載する)により信用販売を行うものとします。なお、オーソリゼーション申請により当社の承認を取得した場合は、直ちに売上処理を完了させることとします。
 - (1) カードの有効性確認
 - (2) オーソリゼーション申請
 - (3) 売上票等の作成
 - (4) 署名または暗証番号の入力
 - (5) 売上票(会員控)の作成・交付
 - (6) 端末機の日計処理/売上票等の当社への送付等
2. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、当社が承諾した場合を除き、その全件について、信用販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、当該信用販売に係る当社の承認を得るものとします。当社の承認が得られなかった場合、当該信用販売を行った場合は、また、当社の承認取得後に、会員が加盟店との取引の申込みを撤回するなどして、信用販売に至らなかった場合には、加盟店は、直ちに、当社所定の方法によりオーソリゼーション申請を取り消すものとします。なお、オーソリゼーション申請による当社の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
3. 加盟店が会員に対してオーソリゼーション申請を経ることなく行うことができる信用販売の限度額(同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額をいい、以下「信用販売限度額」という)を当社が加盟店に通知した場合には、加盟店は、非接触決済を除き、信用販売限度額の範囲内においてショッピング1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、オーソリゼーション申請を行う必要はないものとします。ただし、信用販売限度額の範囲内の信用販売であったとしても、加盟店がオーソリゼーション申請を現在に行った結果、当社がこれを承認しなかった場合は、加盟店は当該信用販売を行ってはいないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めた商品等(特定商品等)について、個別に信用販売限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。
4. 加盟店は、当社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。
5. 加盟店は、当社が承諾した場合を除き全て、取引において、端末使用規約に従って、IC対応端末機(なお、非接触決済においては非接触決済端末機)を使用して信用販売を行うものとします。また、故障や通信障害等により端末機が使用できない場合には、非接触決済を除くすべての信用販売について、その都度事前に当社へ電話連絡をして承認を取得し、本規約末尾の表<信用販売の方法>により信用販売を行うものとします。なお、故障や通信障害等により非接触決済端末機を使用できない場合には、非接触決済による信用販売を行うことができないものとします。
6. 加盟店は、本条第1項に基づき会員から取得する署名を電子化する場合、当社が別途定める特約に従うものとします。
7. 前項の規定および本規約末尾の表<信用販売の方法>にかかわらず、当社が別途信用販売の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により信用販売を行うものとします。
8. 加盟店は、本条第1項から前項までに定める手続きの履行、およびカード提示者がカード名義人本人であることを確認、実行計画に従い、善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。なお、加盟店は、以下に定める事由が存在するにもかかわらず信用販売を行った場合、善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること、および善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの加盟定されないことを確認します。
 - (1) カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合
 - (2) 信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
9. 加盟店は、割賦販売法の適用となる信用販売を行った場合は、会員からの求めがあった場合は、遅滞なく、同法第30条の2の3第4項または同条第5項およびそれらの施行規則に定める事項等を記載した書面(割賦販売法により認められる場合には磁気データの)を会員に交付するものとします。
10. 1つ以上の売上票等に記載できる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売または役務の提供に係る単一の契約の売上代金額(税金、送料を含む)のみとし、現金の立替え、および過去の金掛金の精算等に係る金額を含めることはできないものとします。また、通常1件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票等を複数にするなど、および売上票等の金額訂正ができないものとします。

第11条 (売上票等の作成、保管および提出等)

1. 加盟店は、端末使用規約に従って端末機を使用し、売上データを作成するものとします。また、当社が事前に承諾した場合を除き、当社所定の方法・用紙により、売上票、売上票(会員控)、売上票(加盟店控)、および売上集計表を作成するものとします。
2. 加盟店は、同一の会員について、複数回、商品等の販売または提供を行い、それぞれについてオーソリゼーション申請による当社の承認を得て信用販売を行う場合、加盟店は、それぞれについて前条および本条に基づき、売上票の作成・送付および売上データの作成・送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理を完了させることはできないものとします。
3. 加盟店は、会員に対し、売上票および売上票(加盟店控)に、当社所定の項目以外の一切の記載を求められないものとします。
4. 加盟店は、信用販売(非接触決済を除く)において端末機で作成された売上票を、最低でも月に1回、端末設置会社の指示に基づき、伝票保管センターに送付するものとします。ただし、端末機による売上データ送信が行われない場合は、信用販売日から原則として1週間以内に、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、当社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。
5. 加盟店は、原則として信用販売を行った日のうちに、端末使用規約および当社所定の方法により、当該信用販売の売上データを当社に送信するものとします。
6. 加盟店は、当社から第18条(手数料および支払い)に基づき個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けるまで、第32条(カードに関する情報等の機密保持)に従って、当該信用販売に係る売上票(加盟店控)を保管するものとします。
7. 加盟店は、売上票等を未だ当社に送付または送信していない場合において当社が加盟店に対して売上票等の送付または送信を請求した場合、直ちに、当社に対して売上票等を送付または送信するものとします。また、加盟店が売上票等を当社に送付または送信したにもかかわらず、当社が加盟店に対して売上票(加盟店控)の送付を請求した場合(ただし、加盟店が次項に基づき売上票(加盟店控)を破壊した場合はこの限りではない)、当該請求から7日以内に、これを当社に提出するものとします。
8. 加盟店は、当社から個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、カード番号等、会員の氏名その他のカード取引および会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該信用販売に係る売上票(加盟店控)を破壊し、保管しないものとします。また、加盟店は、第10条(信用販売の方法)第1項に基づき会員が当社に対して売上票(会員控)を交付した情報に、会員から受取れない方法で、速やかに、同様の方法で破壊するものとします。
9. 加盟店は、売上票等、売上票(加盟店控)および売上票(会員控)を、第三者に譲渡できないものとします。

第12条 (加盟店の義務、禁止行為等)

1. 加盟店は、個人情報保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守し、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し信用販売を拒絶し、または現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。また、加盟店は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額の請求や、カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利なる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、信用販売を行わないものとします。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)その他の法令において禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消が可能である取引
 - (5) 当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 会員が遵守すべき規約等に違反して行う取引
 - (7) 会員またはその関係者等商品等を換金すること、またはその目的があることを知っていながら行う取引
 - (8) 第三者の権利(著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む)を侵害する取引
4. 加盟店、当社もしくはカード会社と会員との間に紛争が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社及びカード会社の信用が毀損されるおそれがあると、当社が判断する取引であって、当社が本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に一般的に認められる取引
5. その他当社が不適当と判断する取引
6. 加盟店は、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録または届出等(以下「許認可取得等」という)が必要な取引に関して信用販売を行う場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連書類をあらかじめ当社に提出したうえで、当該商品等を信用販売することについて、当社の事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許認可もしくは登録を取り消され、または停止されるなどした場合には、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の信用販売を行わないものとします。
7. 加盟店は、現金(外国通貨を含む)、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等(電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含む)の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとします。ただし、当社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
8. 加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。加盟店の代表者、役員もしくは従業員が発行を受けたカード、または加盟店である個人が代表者を務める他の法人が発行を受けたカードが、カード取扱店舗において用いられた場合、加盟店は、当社がカード取扱状況の説明を求めたときは、当該カード取引が(2)に該当しないことを証明しなければならないものとします。
 - (1) 自らが発行を受けたカードを、自らのカード取扱店舗において行う行為
 - (2) 商品等の売買または役務の提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を行い、カードを取扱う行為
 - (3) 次の①または②の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取扱う行為
 - ① 商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により信用販売を行い、会員に対して、現金または現金に類似するものを交付する行為
 - ② 加盟店が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、または会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利を信用販売する行為
 - (4) 第三者の会員に対する売上債権につき、当社に立替払いさせる目的で、カードを取扱う行為(会員の認識の有無を問わない)

9. 加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
 - (1) 会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
 - (2) 加盟店と会員との間に紛争が生じた場合
 - (3) 会員または関係者等その他の行政機関等から本条第3項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合
10. 加盟店は、端末機およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解、または解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、端末機の変更または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

第13条 (商品等の引き渡し)

1. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、会員またはギフトカードの使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った当日に商品等を引き渡した場合は提供することができない場合には、会員またはギフトカードの使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いによる商品等に関する引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ当社およびカード会社に申し出、当社およびカード会社の承諾を得るものとします。

第14条 (事前承認の義務、信用販売限度額)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に当社の承認を求めるとし、承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。万が一、当社の承認を得ないで信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。なお、ギフトカードの取扱いに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社およびカード会社が、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額(同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額)を通知した場合には、加盟店は、信用販売限度額の範囲内においてショッピング1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。なお、当社およびカード会社が必要と認めた商品等(特定商品等)について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。
3. 加盟店は、当社およびカード会社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。

4. 加盟店は、端末機を設置した場合には、本条第1項および端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約に従い、すべての信用販売にこれを使用するものとします。なお、この場合には、前二項の適用はないものとします。また、加盟店は、故障、障害等により端末機が使用できない場合および当社が当該端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、すべての信用販売につきその都度、事前に当社と電話連絡をして承認番号を得るものとします。

第15条 (カードの不正利用等)

1. 加盟店は、当社から特定のカードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カード(携帯電話その他の端末を除く)を保管するよう努力するものとします。
2. 加盟店は、次の各号の事由に該当する場合には、カード提示者に対し信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カード(携帯電話その他の端末を除く)を保管するよう努力するものとします。
 - (1) 提示されたカードから認識される情報と、当社から提供を受ける情報とが整合しないとき
 - (2) 提示されたカードから認識される情報と、提示者の性別・カード名義・カード発行会社・カード番号等の事項に整合しないものがあるとき
 - (3) 同一人から異なる名義のカードが提示されたとき、一度に大量の会員が来店し多数のカードが提示されたとき、および日常の取引から判断して異常な数量または金額の購入の申込がなされたときなど、カードが不審な方法で提示されたとき
 - (4) 提示されたカードが、無効なものであるとき、および当社があらかじめ通知した偽造、変造等がなされたカードに該当すると思われるとき
 - (5) 明らかに偽造、変造、模造または破損と判断できるカードを提示されたとき
3. 万が一、加盟店が前二項に違反して信用販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、信用販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法および実行計画の趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
5. 加盟店は、前項の場合、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。

第16条 (立替払)

1. 加盟店は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したのについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
2. 加盟店と当社との間の立替払契約は、第11条(売上票等の作成、保管および提出等)第5項に基づき売上データが当社に到着した売上債権について(ただし、加盟店が端末機を使用せずに信用販売を行った場合は、同条第4項第2文に基づいて売上票が当社に到着した売上債権について)、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求債権が発生するものとします。
3. 加盟店は、第10条(信用販売の方法)第1項に基づき信用販売の手続きを完了した場合は、当社が加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとします。ただし、加盟店が会員からの申し出に基づき第26条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または第26条に基づき立替払契約の取消し/解除を行った場合であって、加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではないものとします。

第17条 (売上債権の譲渡)

1. 加盟店は、会員に対する信用販売により取得した売上債権を当社に債権譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った日から原則として直近の締切日に、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、当社およびカード会社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。
3. 加盟店から当社への債権譲渡は、別表に定める締切日ごと、当該締切日について、当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

第18条 (手数料および支払い)

1. 加盟店が支払う債権買取にかかわる手数料は、債権譲渡の効力が発生した売上債権を当社が別途定める種類ごとに合計した金額に、各々当社およびカード会社が定める手数料率を乗じ、各々、円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
2. 当社の加盟店に対する債権買取代金の支払いは、別表に定める支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応答日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
3. 当社の加盟店に対する債権買取代金は、当社が直接支払いをするものとします。
4. 当社の加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社へ債権買取代金以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金と合わせて支払うことができるものとします。
5. 当社が加盟店に対して「売上精算書」を送付している場合には、当社はこの「売上精算書」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第19条 (ギフトカードの精算)

1. ギフトカード加盟店は、当社に対し、本規約に基づき行ったギフトカードの取扱いによる販売代金(以下「ギフトカード取扱代金」という)の精算(以下「ギフトカード精算」という)を求めることができ、当社はこの代金(以下「ギフトカード精算代金」という)を支払うものとします。
2. ギフトカード精算の手続きについては、第17条に定める信用販売の債権譲渡手続きに準じてこれを行うものとします。
3. ギフトカード精算代金の支払いについては、第18条に定める債権買取代金の支払いに準じてこれを行うものとします。

第20条 (信用販売の取消し)

1. 加盟店が、信用販売の取消しを行うおとする場合には、直ちに、以下の各号の手続き(各手続きの詳細は、カードの種類等に応じて本規約末尾の表「信用販売の取消方法」に記載)を行うものとし、当社の事前の承諾なく、本項に定める方法以外の方法(返金対応を含む)、信用販売の取消しを行ってはならないものとします。この場合、当社は第16条(立替払)第2項に準じて処理するものとします。
 - (1) オートリゼーション申請の取消し
 - (2) 取消用の売上票等の作成
 - (3) 取消用の売上票等の送付等
2. 前項にかかわらず、当社は合理的な理由がある場合は、加盟店による信用販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとします。
3. 加盟店は、本条第1項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

第21条 (商品の所有権)

1. 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権が当社およびカード会社に譲渡されたときに当社およびカード会社に移転するものとします。ただし、第20条または第26条により債権買取が取消または解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該代金を当社に返還したときに加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して譲って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社またカード会社は、必要があるときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第22条 (支払停止の抗弁)

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社またはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の債権買取代金の支払いには以下のとおりとします。
当該代金が支払い前の場合には、当社は当該代金を支払いを保留または拒絶することができるものとします。
当該代金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う債権買取代金から差し引けるものとします。
当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合にも、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第12条第7項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

第23条 (買戻特約等)

1. 当社は、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合、承認番号の有無にかかわらず、債権買取を取消し、または解除できるものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき
 - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
 - (3) 信用販売を行った日から61日以上経過し売上債権が当社に譲渡されたとき
 - (4) 第11条第1項に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
 - (5) 第15条の規定に違反して当社の承認を得ずに信用販売を行ったとき
 - (6) 第16条の規定に違反して信用販売を行ったとき
 - (7) 第12条第6項に定める紛議または前条第1項に定める抗弁事由が、信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき
 - (8) 第10条第1項、第12条第1項または第3項に違反する信用販売を行ったとき
 - (9) その他加盟店が本規約に違反したとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当該売上票に取消表示を返却し、また、取消または解除の対象となった債権買取の債権買取代金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
3. 当社が、加盟店から譲り受けた売上債権について本条第1項記載の事由(⑦を除く)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまで債権買取代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、債権買取を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は、売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社または当社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合にも、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は、ギフトカード加盟店によるギフトカードの取扱いについて以下の事由が生じた場合、ギフトカード精算を取消し、または解除できるものとし、この場合についても前二項を準用するものとします。
 - (1) ギフトカードが正当なものでないとき
 - (2) その他加盟店が本規約に違反したとき

第24条 (差押等の場合の処理)

- 売上債権の譲渡代金債権およびギフトカード精算債権の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該譲渡代金債権およびギフトカード精算債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限りの遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第25条 (調査協力、資料の提出等)

1. 加盟店は、以下の場合には、加盟店の費用負担で、当社からの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様その他信用販売の内容、および⑤加盟店が信用販売により取得した売上債権に係る、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に係るその他の事項について、当社の調査に速やかに協力しなければならないものとします。
 - (1) 会員が当社またはカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、第22条第1項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
 - (2) 当社またはカード会社が、会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
 - (3) 前二号のほか、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
 - (4) 会員または関係省庁その他の行政機関等から第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第3項の取引に該当する旨もしくは法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合、またはそのおそれがあると当社が認めた場合
 - (5) 紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、またはそのおそれがある場合
 - (6) 加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第26条(立替払契約の取消しまたは解除等)第1項(⑦、⑨および⑩を除く)のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
 - (7) 加盟店が本規約に違反し、またはそのおそれがある場合
 - (8) 割賦販売法その他の関連諸法令に基づき調査を行う必要がある場合
 - (9) 上記各号に準じ、当社が必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、当社が加盟店に対して求めた場合、加盟店は、当社に対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとします。
 - (1) 信用販売に係る商品等の明細(個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票)
 - (2) パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
 - (3) 商品等の内容を説明する資料
 - (4) 商品等の仕入れに関する証拠および会員作成に係る受領書等
 - (5) 商品・権利の販売または役務の提供を行う際して加盟店が作成した書類・記録
 - (6) その他当該調査を行うにあたって当社が必要と判断する資料
3. 加盟店は、当社が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または本条第1項(4)に該当するなどし、当社が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他当社が加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。
4. 加盟店は、当社が求めた場合、速やかに、計算書類等(加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書をい、加盟店が会社以外の法人または個人事業主の場合は、これに準ずるものをいう)、その他加盟店の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。

5. 加盟店は、前四項の義務を履行するため、加盟店の責任において各記載の書類等を5年間保管するものとします。
6. 加盟店は、当社が別途請求した場合は、当社が別途指定した事項を報告するものとします。
7. 加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で、当社から指示があったとき、または加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第1項(5)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとします。

第26条 (立替契約の取消しまたは解除等)

1. 当社は、当社と加盟店との間の立替契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第10条第2項に基づき加盟店が当社の承認を取得したか否かにかかわらず、立替契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。なお、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(9) または(12)の事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じたことにつき加盟店に故意または過失その他、帰責性があつたか否かを問わず、当社は立替契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できます。
 - (1) 売上票等が正当なものでないとき
 - (2) 売上票等の記載内容が不実不備であるとき
 - (3) 他者の債権を取得して、または他者に代わって当社に立替請求したとき
 - (4) 信用販売を行った日から61日以上経過して、当該売上債権に係る売上票(ただし、加盟店が端末機を使用して売上データを送信する場合にあつては、売上データ、売上票の到着は基準とならない)が当社に到着したとき
 - (5) 加盟店が第10条(信用販売の方法)各項および本規約末尾の表<信用販売の方法>の規定に定める手続きによらずに信用販売を行ったとき
 - (6) 加盟店が第15条(カードの不正利用等)の規定に違反して信用販売を行ったとき
 - (7) 第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第7項に定める紛議または第22条(支払停止の抗弁等)第1項に定める抗弁事由が、立替契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき
 - (8) 加盟店が第8条(信用販売)第1項、または第12条(加盟店の義務、禁止行為等)第1項から第6項に違反する信用販売を行ったとき
 - (9) 加盟店が第11条(売上票等の作成、保管および提出等)第7項に従って、売上票等または売上票(加盟店控)を期限内に当社に提出しなかったとき
 - (10) 加盟店が第25条(調査協力、資料の提出等)の規定に違反したとき
 - (11) その他加盟店が本規約または本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき
 - (12) 信用販売が、行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、または国際的な標準的セキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であつて、当該信用販売に係るカード利用代金について、会員が不正取引であることを主張したとき
 - (13) 加盟店が、提示されたクレジットカードがICカードまたはICカードを元の偽造された磁気カードであるにもかかわらず、IC取引(IC対応端末機によりIC情報を読み取る方法により第10条所定の手続きを行う取引をいう)以外の方法で信用販売を行った場合において、会員が自己の利用によるものではない旨を申し出たとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消しまたは解除の対象となった立替契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
3. 当社が、前条第1項(6)、第2項および3項に基づき調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとします。調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 本条第1項に定める取消しまたは解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更、犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更または追加されることがあることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第27条 (情報の収集および利用等)

1. 加盟店およびその代表者または当社およびカード会社に加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者(以下「加盟店等」と総称する)は、当社およびカード会社が本項に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ううえで、以下のとおり取扱うことに同意します。1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社およびカード会社と加盟店等との間の加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。
 - ①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
 - ②加盟店申込日、加盟店、CAT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社およびカード会社の取引に関する事項
 - ③加盟店のカードおよびギフトカードの取扱い状況
 - ④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
 - ⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登録簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑧当社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
 - ⑨割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - ⑩割賦販売法に基づき施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および販売事項
 - ⑪個別信用購入あつせん業者または包括信用購入あつせん業者が信用購入あつせんに係る契約を解除した事実および事項
 - ⑫会員から当社、当社またはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社またはカード会社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ⑭加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)
- (2) 以下の目的のために、前号①から⑭の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社およびカード会社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社お問い合せ窓口へ連絡するものとします。)
 - ①当社およびカード会社が本規約に基づいて行う業務
 - ②宣伝物の送付等当社およびカード会社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
 - ③当社およびカード会社のクレジットカード事業その他当社およびカード会社の事業(当社およびカード会社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、本項①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は、前項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社が、加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
3. 提携するカード会社を取扱う加盟店等は、本条第1項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社が加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
4. 加盟店等は、本条第1項①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、当社が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
5. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報が該当しない情報についても、本条第1項から第4項と同様に取扱うことに同意します。

第28条 (加盟店信用情報機関の利用および登録)

1. 加盟店等は加盟店情報につき、当社またはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。(加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/)
 - (1) 加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、またはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関(以下「加盟店信用情報機関」という)に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている調査にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下「登録加盟店情報」という)が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟店申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 当社が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合に、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第29条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等のうち、その代表者は、当社、加盟店信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとします。
 - (1) 当社およびカード会社への開示請求:当社お問い合せ窓口へ
 - (2) 加盟店信用情報機関への開示請求:本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ
2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。

第30条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

1. 当社およびカード会社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第27条、第28条、第29条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第27条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があつても、加盟または決済サービスの追加を断ることや解約または決済サービスの取扱いの終了の手続きをとることはありません。

第31条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社が加盟または決済サービスの追加を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実も、承諾をしない理由のいかなるを問わず、第27条に定める目的(ただし、第27条第1項(2)②に定める個人情報を利用しない営業案内を除く)および第28条の定めに基づき利用されます。
2. 当社が、加盟店契約終了後または決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第32条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. 加盟店は、本条第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得たカード番号等(全桁か一部の桁かを問わず)は、以下、本条において同じ)その他のカードおよび会員に付帯する情報(本条第3項に定める情報を含む。)ならびに手数料率を含む当社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」という)したり、または本契約に定める以外の目的で利用(以下「目的外利用」という)してはならないものとします。なお、加盟店と当社との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないよう、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店は、売上票(加盟店控)を第11条第8項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報、一切保有してはならないものとします。ただし、加盟店は、PCIDSSおよび実行計画に掲げられた措置を実施し、その他当社の指定する情報セキュリティ基準を充たしたとき限り、当社が指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるとします。なお、前文にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化、管理の効率化、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」という)したり、または本契約に定められた措置または当社の指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法もしくは態様の変更を要求することができ、加盟店はこれに応じるものとします。
4. 前項にかかわらず、加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。
5. 加盟店は、第7条第1項に基づき当社との事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないよう、その他業務代行者が本契約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守するように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
6. 加盟店は、本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等もしくは目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかった場合、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、当社の承認を得たうえで、実施するものとします。また、加盟店は、必要に応じて、当社の承認を得たうえで、漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ、および二

次被害防止のための対応について公表するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の実施状況について、当社に報告するものとします。

10. 加盟店が前項の対応をどるか否かにかかわらず、カード番号等につき漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが高度に存在する場合に、当社、カード会社は、必要に応じて、加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。
11. 本条第6項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
12. 加盟店の責に帰すべき事由により、当社、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、当社、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
13. 加盟店がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、当社またはカード会社の損害とみなすものとします。なお、当社またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
 - ①漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等(以下「対象カード番号等」という)に係るカードの差替に掛かる費用の金額
 - ②対象カード番号等を利用したカード取引(会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く)の金額
 - ③会員への対応のために要した人件費、通信費、印刷費等の金額
14. 前項を適用するに当たり、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第33条(是正改善計画の策定と実施)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は、第37条(契約解除)に基づく当社による本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
 - (1) 加盟店が第7条(業務の委託)第3項もしくは第32条(カードに関する情報等の機密保持)第3項の義務を履行せず、または業務代行者が第7条第3項により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
 - (2) 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第32条第9項の義務を履行しないとき
 - (3) 加盟店が第10条(信用販売の方法)第8項に違反し、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第15条(カードの不正利用等)第4項または第5項の義務を履行しないとき
 - (5) 前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生その他の事情に照らし、割賦販売法等の他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき。
 - (6) その他、当社が必要と認めたとき
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む)を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第34条(信用販売の停止)

1. 加盟店が以下の事項に該当する場合、当社およびカード会社は本契約に基づく信用販売を一時的に停止(決済サービスの一部のみの停止を含む)することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社およびカード会社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
 - (1) 当社およびカード会社が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
 - (2) 当社およびカード会社が、加盟店が第37条(契約解除)第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
 - (3) その他、当社およびカード会社が必要と認めた場合
2. 以下の事項に該当する場合、加盟店は、本契約に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行うことができない場合であることを承諾するものとします。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難である当社またはカード会社が判断した場合
 - (2) 信用販売を行うために必要な機器類(端末機を含む)、ソフトウェアおよび通信回線(以下「機器類等」という)に瑕疵、欠陥があった場合、機器類等が停止した場合、機器類等が加盟店に配布されなかった場合、その他機器類等に関する何らかの支障等があった場合
 - (3) コンピュータシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社またはカード会社が判断した場合

第35条(有効期間)

本契約の有効期間は1年とします。ただし、加盟店または当社およびカード会社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。なお、本条もしくは次条による本契約の終了または決済サービスの一部の取扱いの終了、または、第37条の当社またはカード会社による本契約の解除、決済サービスの一部の取扱いの終了または提携ブランドカードの取扱いの終了により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含む)が生じた場合でも、当社またはカード会社は一切の責を負わないものとします。

第36条(解約)

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店または当社およびカード会社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社およびカード会社は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第37条(契約解除)

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、または本規約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとします。また、加盟店が本規約に違反し、以下の各号に該当し、または本規約に起因もしくは関連して、当社またはカード会社に損害を生じさせた場合、当社が本契約を解除するか否かを問わず、加盟店は、当社およびカード会社に生じた損害を賠償するものとします。
 - (1) 加盟店申込書等加盟および決済サービスの追加に際し当社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2) 他者の債権を取得し、または他者の者に代わって当社に立替払請求をしたとき
 - (3) 第12条(加盟店の義務、禁止行為等)の規定に違反したとき
 - (4) 第26条(立替払契約の取消しまたは解除等)の規定に違反したとき
 - (5) 第32条(カードに関する情報等の機密保持)の規定に違反したとき
 - (6) 前5号のほか本規約に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または加盟店が本規約違反を2回以上行ったとき
 - (7) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反したとき
 - (8) 自ら振り出した手形、小切手などが不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
 - (9) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (10) 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断したとき
 - (11) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を不正に利用していると当社またはカード会社が判断したとき
 - (12) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
 - (13) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると当社またはカード会社が判断したとき
 - (14) 行政機関から行政処分を受けたとき
 - (15) 架空売上債権の立替払請求、その他加盟店が不正な行為を行ったとき当社またはカード会社が判断したとき
 - (16) 加盟店、当社、もしくはカード会社と会員との間に紛争が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはカード会社の信用が毀損されるおそれがあると、当社またはカード会社が判断する取引であって、当社が本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に認められる取引をしたとき当社またはカード会社が判断したとき
 - (17) 加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が以下のいずれかに該当するとき
 - ①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯したとき、または同法に定める犯罪収益等を収取したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
 - ②組織的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長するための麻薬及びその大麻薬に定める犯罪収益等の提供等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める麻薬犯罪収益等を収取したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
 - (18) その他加盟店として不適当と当社または加盟店が判断したとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払を保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 提携ブランドカード会社が、加盟店として、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものと、かつ、その場合当社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。

第38条(契約失効)

加盟店が次のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要することなく加盟店と当社の契約は当然に効力を失うものとします。

- (1) 第37条のいずれかの規定に該当した場合
- (2) 加盟店の所在地が不明となった場合
- (3) 加盟店の店舗の所在地が不明となった場合
- (4) 加盟店の代表者が所在不明となった場合
- (5) 加盟店の取扱業種、業態に変更があったものの、当社に届け出をせず取引を継続した場合
- (6) 他のアクワイアラー(加盟店開拓会社・精算代行会社)及び他のクレジットカード会社と加盟契約をしたことが判明した場合、または他のアクワイアラー及び他のクレジットカード会社と加盟契約をし、端末機を導入設置した場合

第39条(契約事項の届出)

加盟店が契約時に当社に届け出をした取扱業種、商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、支払案内送付先、指定口座等に変更があった場合は、直ちに当社所定の手続きにより届け出るものとします。同条の届け出がない場合、またはその他当社の責によらない事情により当社が加盟店に対して届け出の郵便物宛先に送付する郵便物が着送し、または到着しなかった場合には、加盟店は通常到着すべき時に到着したものとみなされても異議ないものとします。

第40条(加盟店契約内容の変更)

当社と加盟店との契約内容が変更された場合には、相互の話し合いのもと解決するものとします。

第41条(契約終了後の処理)

1. 第3条、第35条または第36条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売およびギフトカードの取扱いには有効に存続するものと、加盟店および当社およびカード会社は、当該信用販売およびギフトカードの取扱いを本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社およびカード会社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。また、この場合、当社はギフトカード加盟店から既に到着した分のギフトカード取扱代金について、ギフトカード精算を解除するか、ギフトカード精算代金の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識およびギフトカード取扱標識をとりはずし、広告媒体からカードおよびギフトカードの取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等当社およびカード会社に加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物(販売用具)を速やかに当社に返却するものとします。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。

第42条(反社会的勢力との取引拒絶)

1. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
 - (2) 暴力団員(暴力団の構成員)および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団員との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業)または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
 - (5) 総会屋等(総会屋、会社プロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - (6) 社会運動等標榜プロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - (7) 特殊知識暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金のためのつながりを有し、構造的な不正の中核となつていく集団または個人)
 - (8) テロリスト等(国際連合安全保障理事会決議に基づき指定された国際テロリスト、ならびに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供その他の法律に定める公衆等脅迫目的の犯罪行為その他テロリズムの行為を行い、もしくは当該行為を行うことを目的とした活動を行い、または、かかる行為もしくは活動について、教唆、幫助、資金提供その他の方法で直接もしくは間接に関与する者)

9) 以下のいずれかに該当する者

- ①暴力団員等(1)から(8)のいずれかに該当する者(以下同じ)が、経営を支配していると認められる関係を有する者
②暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
⑥その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(10)から(9)に準ずる者

2. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにその役員または従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

3. 当社またはカード会社は、加盟店等が本条第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。

4. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、当社またはカード会社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。この場合、前条第3項の規定を準用するものとします。また、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

6. 当社またはカード会社は、加盟店等が本条第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づき取引を一時的に停止することができるものとします。この場合においては、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

第43条(本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社およびカード会社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第44条(準拠法)

加盟店と当社およびカード会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第45条(合意管轄裁判所)

- 1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. 加盟店とカード会社との間で訴訟の必要が生じた場合には、カード会社が指定する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第46条(規約の変更)

当社およびカード会社が本規約の変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、またはギフトカードの取扱いを行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。

【信用販売の方法】

Table with 4 columns: カードの種類, 加盟店が使用できない場合, 非接触決済カード, 接触型決済カード. Rows include: カードの有効性確認, オートリセージョン申請, 売上票等の作成, 署名または暗証番号の入力, 加盟店の日計処理/売上票等の送付.

【加盟店情報掲載】 下記の通り個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく加盟店情報の共同利用を行なっております。

Table with 2 columns: 加盟店情報, 加盟店情報. Rows include: 住所, 電話番号, 共同利用の運用責任者, URL, 共同利用の目的, 共同利用される情報, 登録される期間, 共同利用者の範囲.

【信用販売の取消方法】

Table with 4 columns: カードの種類, 加盟店が使用できない場合, 非接触決済カード, 接触型決済カード. Rows include: カードの有効性確認, オートリセージョン申請の取消し, 取消用の売上票等の作成, 取消用の売上票等の送付.

<包括契約加盟店(加盟店担当先を記載)>

- 株式会社ジェーシービー東海支社 〒460-0003 名古屋市中区錦2-16-26 SC伏見BLDG.11階
○静銀ディーシーカード株式会社 〒424-0886 静岡県清水区草薙1-13-10 静岡銀行草薙支店ビル5階
○スルガカード株式会社 〒410-0801 静岡県沼津市大手町5-6-7
○三井住友カード株式会社 〒105-0004 東京都江東区豊洲2-2-31 SMBC豊洲ビル
○株式会社中部しんきんカード 〒460-0003 名古屋市中区錦1-4-6 三井住友名古屋ビル9階
○三井住友トラスト・カード株式会社 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行芝ビル19階
○ユーザーカード株式会社 〒135-8601 東京都港区台場2-3-2 台場プロントリアルビル
○トヨタファイナンス株式会社 〒451-0046 名古屋市中区西島町6-1 名古屋ルーセントタワー13階
○株式会社アプラス 〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル17階
○楽天カード株式会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
○株式会社エムアイカード 〒104-6212 東京都中央区晴海1-8-12

《当社およびカード会社への開示請求:当社お問い合わせ窓口》

株式会社日専連 静岡
電話番号 054-252-7188
住所 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
営業時間 平日 9:30~17:30
土 9:30~17:00 ホームページ
https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/

●日専連静岡は加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。